

(案) 「抜本的な登録制度改革」の考え方

基本的な考え方

様々な主体と共に歩み、地域に根差したスカウティングを目指して

—スカウト運動の普及・発展のために多様な参加方式を確立させる—

スカウト	教育規程 2-4 に「加盟登録者」として区別される区分	①スカウト	スカウト	加盟登録手続きは従来どおり	加盟登録料を納入する(金額は従来どおり)	加盟登録料を含めて、現行制度の変更はしない。	「加盟登録証」については、デジタル化するものとする。
		②指導者A	<ul style="list-style-type: none"> 団委員長、副団委員長、団委員、隊長、副長、副長補、DL、DC 県連盟及び地区の役職員 日本連盟の役職員等 				
	教育規程 2-5 に「加盟登録のできる者」とされている区分	③指導者B	<ul style="list-style-type: none"> インストラクター及びBVS 隊の補助者 加盟団の育成会員 技能章審査員及び技能章指導員 スカウトクラブ会員 県連盟、日本連盟の名誉役員及び委員会の委員 県連盟、日本連盟の財政的援助団体の構成員 				
成人(②又は③と⑤との重複登録を除き、複数の区分に登録・加入ができる)	新しく導入する会員区分	④(仮称)サポーター	スカウトの保護者などのうち、希望する者	加入手続きは団	会費を納入しない	スカウトの登録時に保護者1人の氏名とメールアドレスを登録してもらう。月に2回程度、子育てに役立つ情報、スカウティングに関する情報(進歩課目のねらい、主催大会の情報など)を登録メールアドレスに送信するサービスを始める。	
		⑤(仮称)OB・OG	<ul style="list-style-type: none"> 過去に加盟登録のあった者 大学を卒業する大学ローバーのスカウトで地域団に所属しない者 			大学ローバーを卒業したスカウトは、地域団に登録するよう誘導策の構築も必要だが、まずは、OB・OGへの登録を促し、この運動から離さないこと目指す。また、ローバー年代を終えたが、指導者登録をしない者の受け皿としても機能させる。サポーター会員同様にスカウティングに関する情報を定期的にメールで送信するサービスを始める。	
		⑥(仮称)スポンサー	土地や資材等の無償提供(貸与)によって、本法人(日本連盟、県連盟、地区、団)の運営に協力する企業、団体、個人 <u>*金銭寄附を除く</u>			金銭寄付の場合、維持会員か社会連携・広報委員会で所管している1回限りの寄付(ネットでのクレジットカード払い)を利用してもらう。	
		⑦(仮称)サークルメンバー	日本連盟が認めた趣味、技能、職能などの団体に所属する者			登録料を原資とした活動費を支給することとし、そこで培われた知見やスキルを法人運営やスカウト教育に還元してもらう。	



現行の制度を維持

スカウトクラブ

維持会員